

令和元年度
多治見市子どもの権利擁護委員
活動報告書



©ひがしうらえみ



令和2（2020）年8月
多治見市子どもの権利擁護委員



はじめに

新型コロナウイルス（COVID-19）の影響によって、私たちの日常生活は一変しました。学校に関しては、2月末に政府からの要請によって全国一斉の臨時休校が行われ、春季休業を経た新学期以降においても休校期間が長く続きました。また、先が見通せない自粛生活の中で、子どもたちも大きなストレスや不安を感じながら日々を過ごしてきました。

この間、学校では教職員の方々によって授業再開に向けた準備や休校中の子どもたちへの支援に尽力されてきたことに感謝いたします。また、家庭においても、生活が様変わりする中で、子どもたちの学習と生活を日々支えていくことは大きな負担を伴っていたことと思います。これまでにない状況の中で、多くの方が、子どもの生活にとって学校がどれだけ大切なものであるかを再認識するとともに、子どもや家庭を支える社会的な仕組みの必要性を強く実感したのではないのでしょうか。私たち「子どもの権利相談室」も、子どもが抱える不安や困難に寄り添いながら、子どもの最善の利益のために、学校・家庭・地域と連携して取り組んでいきます。

2019年は、「子どもの権利条約」が国連で採択されてから30周年、日本政府が批准して25周年という節目の年でした。この条約によって世界中の子どもたちの福祉が大きく向上してきましたが、まだまだ多くの課題も残されています。子どもの権利条約の第3条では、子どもは権利の主体であり、おとなは子どもに関わるすべての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮しなければならないと定められています。また、第12条では、子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっており、その意見は子どもの発達に応じて十分に考慮されなければならないという「意見表明権」が定められています。

子どもの権利は、おとなと子どもの日常的な豊かな関係のなかで、子どもの意見が尊重されることによって実現されます。新型コロナウイルスの感染拡大によって非常事態が続く状況にあっても、子どもの意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を考慮する社会であることが求められています。

また、国連・子どもの権利委員会では、子どもの権利に関する独立した監視機関の設置を求めており、多くの国で子ども専門の独立した人権機関や子どもの権利オンブズパーソン、子どもコミッショナーが設置されるようになっていきます。日本国内では、国家レベルでの対

応に先駆けて、自治体条例に基づく「子どもの権利擁護機関」が、多治見市を含めて全国 34 の自治体で設置されています。多治見市では、子どもの権利擁護委員のもとに常設の相談室「たじみ子どもサポート」が設置されて 15 年を迎えました。全国的に見ても先進的で質の高い「子どもの権利条例」だと言えます。

2020 年 1 月には名古屋市で子どもの権利相談室「なごもっか」が開設されました。全国に広がる子どもの権利に関する相談・救済機関の実践を交流し、活動の質を高めていくためのネットワークがあります。また、東海地区で相談室を設置している豊田市や名古屋市なども学び合いながら、質の高い相談・救済活動ができるように取り組んでいます。

私たち子どもの権利擁護委員の職務は、子どもの権利侵害状況からの救済・回復ですが、その過程において子どもの主体性（自分にとって何が幸せかを判断する力）を回復していくことも重要な役割だと考えています。そのため、子どもの権利救済にあたっては、子どもの声をしっかりと聴き取りながら、「子どもの最善の利益」の確保のために、子どもを取り巻く関係性を修復していくことが期待されますが、実際の活動では子どもの声を聴くことが難しい場面も多くあります。子どもたちにとって、安心して相談することができる“信頼できる他者“となるように、一つ一つのケースにじっくりと向き合い、子どもの思いに寄り添いながら、粘り強く取り組んでいくことを大切にしています。

本報告書は、子どもの権利擁護委員と相談員が協働して取り組んできた相談・救済の活動内容を報告するものですが、相談室に寄せられる相談には多くの子どもたちの思いが込められています。多治見市のすべての子どもたちにとって、相談室「たじみ子どもサポート」が安心して自分の思いを伝えられる場所になるよう力を尽くしていきます。

また、多治見市議会における「多治見市子どもの権利に関する条例」の一部改正に関する審議の中で、子どもの権利擁護委員の独立性の尊重が重要であることが再確認されました。これからも第三者的立場から子どもの権利の救済・回復を図るという責務を自覚して、子どもの権利擁護活動に取り組んでいきます。

2020（令和 2）年 3 月

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 伊藤健治

（東海学園大学教育学部 准教授）



目 次

はじめに	多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 伊藤 健治	1
I	令和元年度の活動状況について	4
1	相談状況	4
	(1) 月別延べ相談回数（子ども、おとな）	5
	(2) 相談者	6
	(3) 学齢・性別相談対象者	6
	(4) 相談内容	7
	(5) 相談方法	8
	(6) 相談時間帯	8
	(7) 相談所要時間	9
	(8) 相談曜日	10
	(9) 対応	10
	多治見市子どもの権利相談室カード	11
	多治見市子どもの権利相談室リーフレット	11
2	相談事例から	12
3	救済の申立ての状況	14
4	出張相談	15
5	活動報告会の開催	15
6	広報・啓発活動	16
II	子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って	20
	「初年度の活動を振り返って」 多治見市子どもの権利擁護委員 水野 将也	20
	「1年間の活動を振り返って」 多治見市子どもの権利擁護委員 坂崎 芳範	21
III	「子どもの権利相談室」の15年を振り返って	22
おわりに		25
参 考 資 料		26
	多治見市子どもの権利に関する条例	27
	多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ	31
	多治見市子どもの権利擁護委員名簿	32

I 令和元年度の活動状況について

多治見市は、子どもの権利を保障するまちづくりを推進するために、平成 15 年 9 月全国で 4 番目に総合条例として多治見市子どもの権利に関する条例を制定しました。条例に基づき、子どもの権利擁護委員が選任され、平成 16 年 4 月に子どもの権利相談室を設置、開室 16 年が経過しました。

子どもの権利擁護委員は、子どもの最善の利益の確保を目的とし、行政から独立した立場で自ら調査・判断する機関です。それぞれが専門的知識を持つ子どもの権利擁護委員を置くことにより、誰もが安心して相談し、子どもの権利の救済・回復を求めることができます。

平成 22 年には、子どもの権利相談室の愛称を「たじみ子どもサポート」とし、3 名の子どもの権利相談員が、子どもに関する相談を受け、助言や支援を行っています。

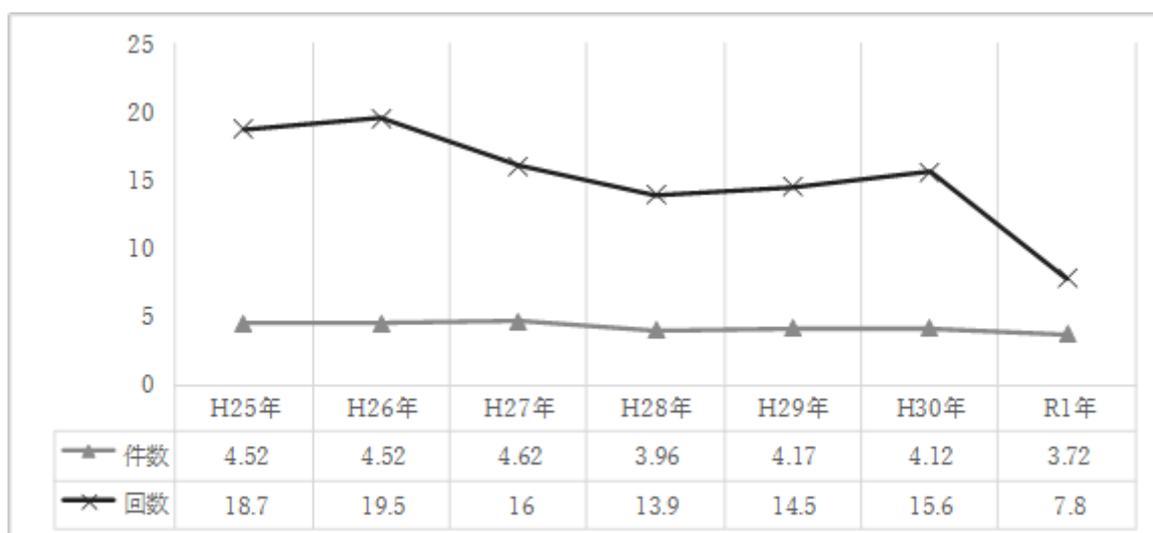
1 相談状況

令和元年度の相談件数は 59 件（昨年度より 13 件減少）、そのうち昨年度からの継続相談は 15 件、新規相談は 44 件でした。新規相談のうち相談が初回で終了した相談は 27 件でした。子ども本人からの相談件数は 28 件、おとなからの相談件数は 31 件でした。おとなからの相談件数のうち家族からの相談件数は 23 件でした。

延べ相談回数は 124 回（昨年度より 148 回減少）でした。そのうち、子ども本人からの相談回数は 55 回、おとなからの相談回数は 69 回でした。おとなからの相談回数のうち家族からの相談回数は 49 回でした。

相談件数・相談回数の経年変化の傾向を見るため、子ども 1,000 人当たりの相談件数・相談回数を以下に示しました。（図表 1）

【図表 1】相談件数・相談回数の経年変化（子ども 1,000 人あたり）

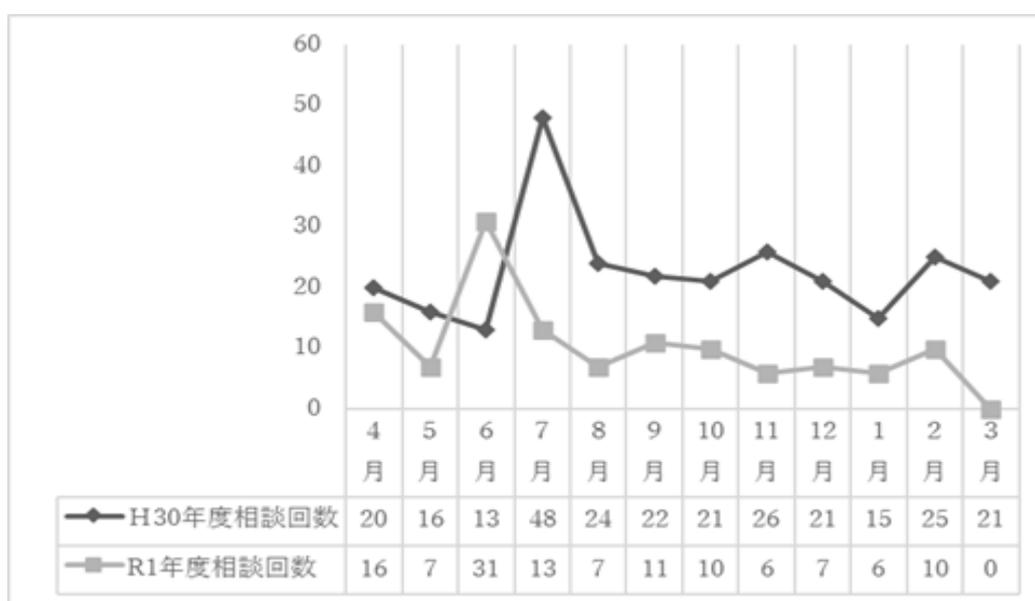


令和元年度の延べ相談回数が大幅に減少した原因としては、相談頻度の高い事例が少なかったことが挙げられます（1件当たりの平均相談回数は2.1回(前年度3.8回)）。また、2月末からの学校の臨時休校も相談回数を減少させる原因になったと考えられます。

(1) 月別延べ相談回数（子ども、おとな）

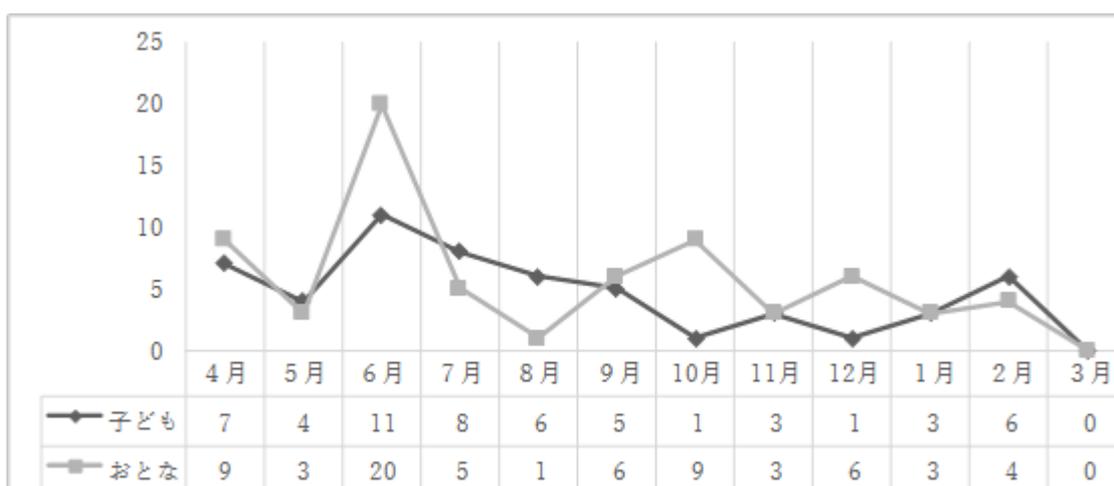
令和元年度は、子ども・おとな共に6月が多くなっています。3月の相談件数は0でした。（図表2・3）

【図表2】平成30年度・令和元年度月別相談受付（延べ相談回数）



(注)「相談回数」とは延べ相談回数のこと。

【図表3】令和元年度月別延べ相談回数

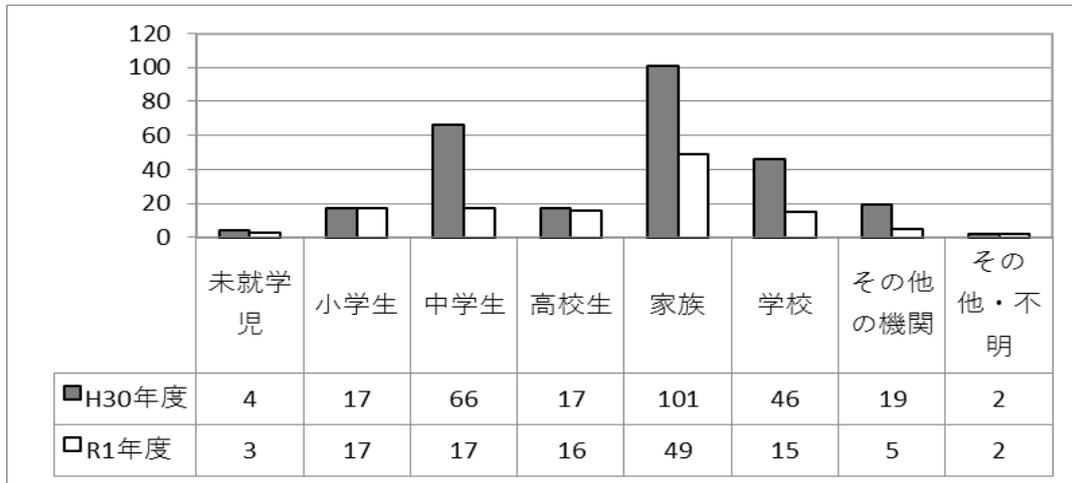


(2) 相談者

家族からの相談 49 回(40%)のうち母親からの相談は 40 回でした。学校関係者は 15 回(12%)でした。

平成 30 年度・令和元年度共に、家族からの相談回数が一番多くなっています。(図表 4)

【図表 4】平成 30 年度・令和元年度相談者内訳 (延べ相談回数)



(注)「未就学児」…おとなと共に来室や電話で相談を受け、子ども本人とも話した。

「学校」…学校訪問で受けた相談も含む。

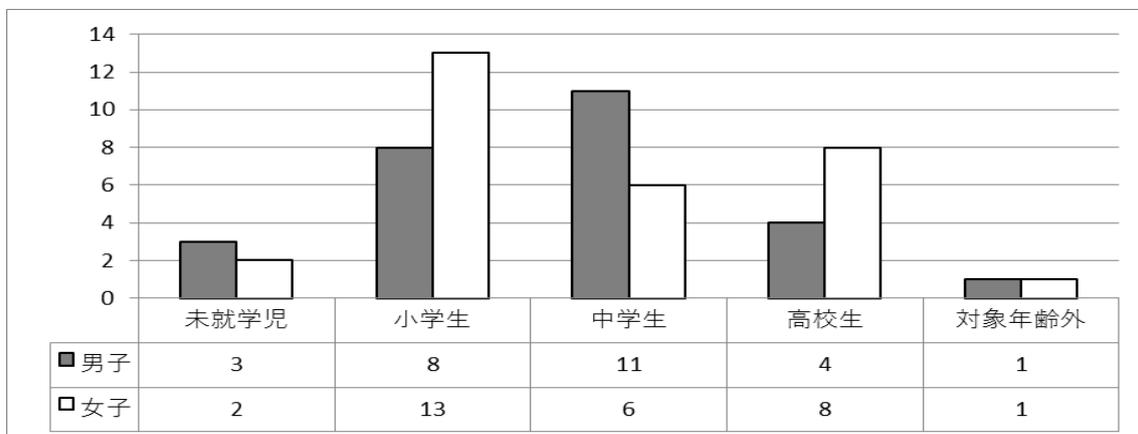
「その他の機関」…児童館・児童センター職員からの相談。

「その他」…対象年齢外の子ども本人からの相談。

(3) 学齢・性別相談対象者

小学生・中学生に関する相談が多い傾向は従来と同様ですが、平成 30 年度と比べると、小学生・中学生・高校生共に、女子が増えています。(図表 5)

【図表 5】令和元年度学齢・性別相談対象者 (相談件数)



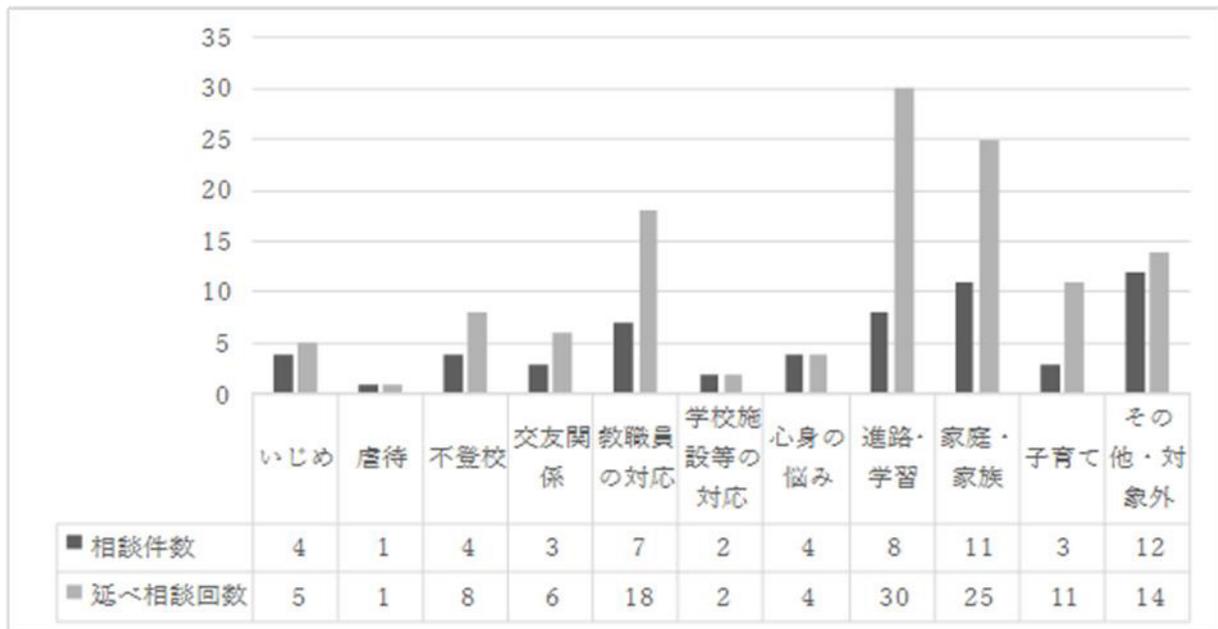
注) おとな・子ども本人からの相談を含めた、相談の対象となった子どもの人数。

(4) 相談内容

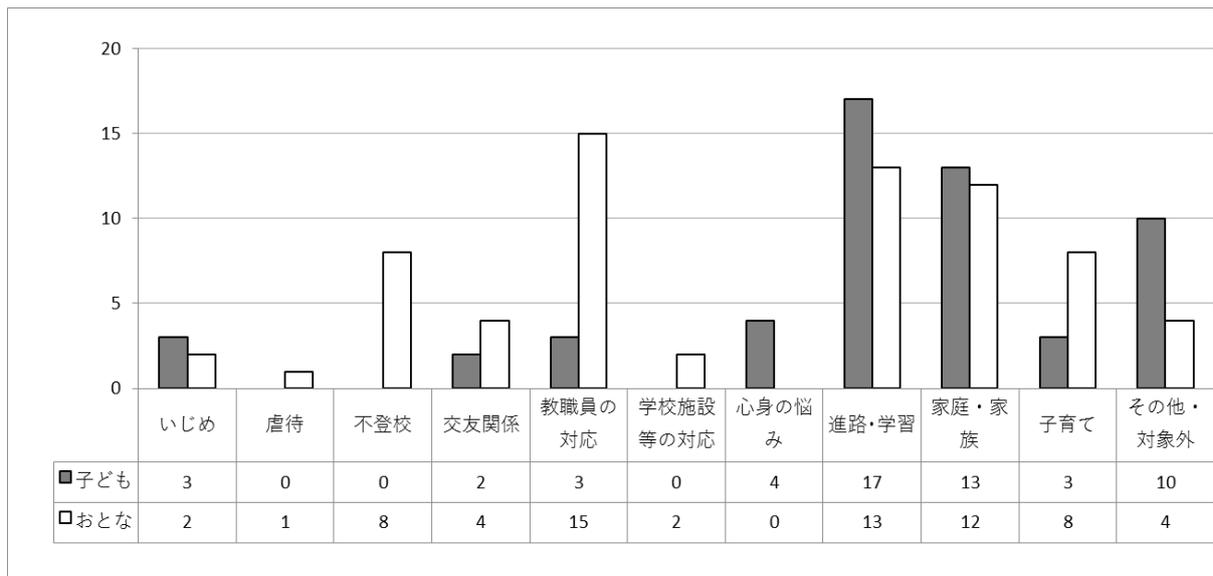
1 件当たりの延べ相談回数が最も多いのは「進路・学習」で、約 3.8 回です。(図表 6)

「進路・学習」の相談が、子ども本人からの相談だけでなく、おとなにも多くみられました。これは平成 26 年度から続いている状況です。(図表 7)

【図表 6】令和元年度相談内容（相談件数・延べ相談回数）



【図表 7】令和元年度子ども・おとなの相談内容（延べ相談回数）

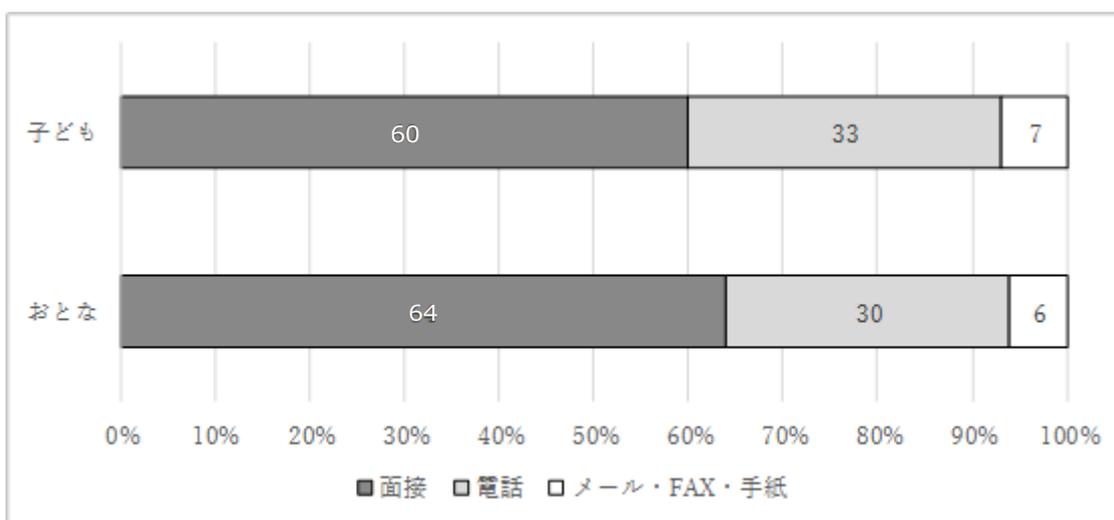


(注) 図表 6・7 の「その他・対象外」…児童館での出張相談に関わり、見守りが必要だと感じた相談のうち、主訴の分類が困難である相談及び、19 歳以上からの相談。

(5) 相談方法

子ども・おとな共に相談室での面接の割合が多く、次いで電話の割合が多くなっています。相談室としては、できるだけ相談者に面会して相談を受けられるよう努めています。(図表 8)

【図表 8】令和元年度相談方法 (割合)

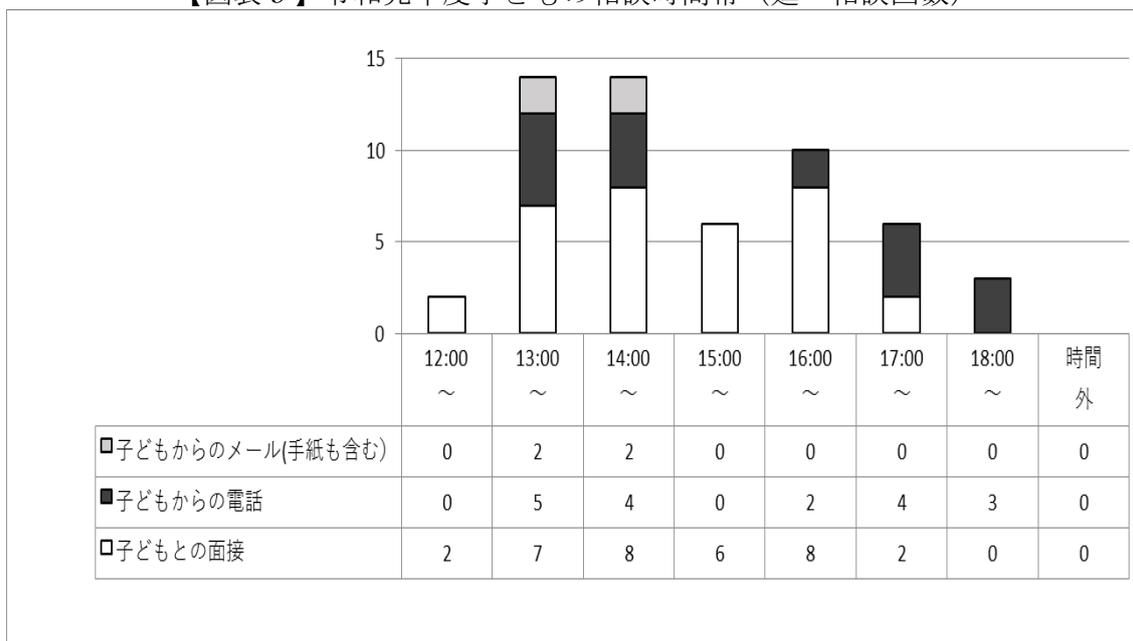


(6) 相談時間帯

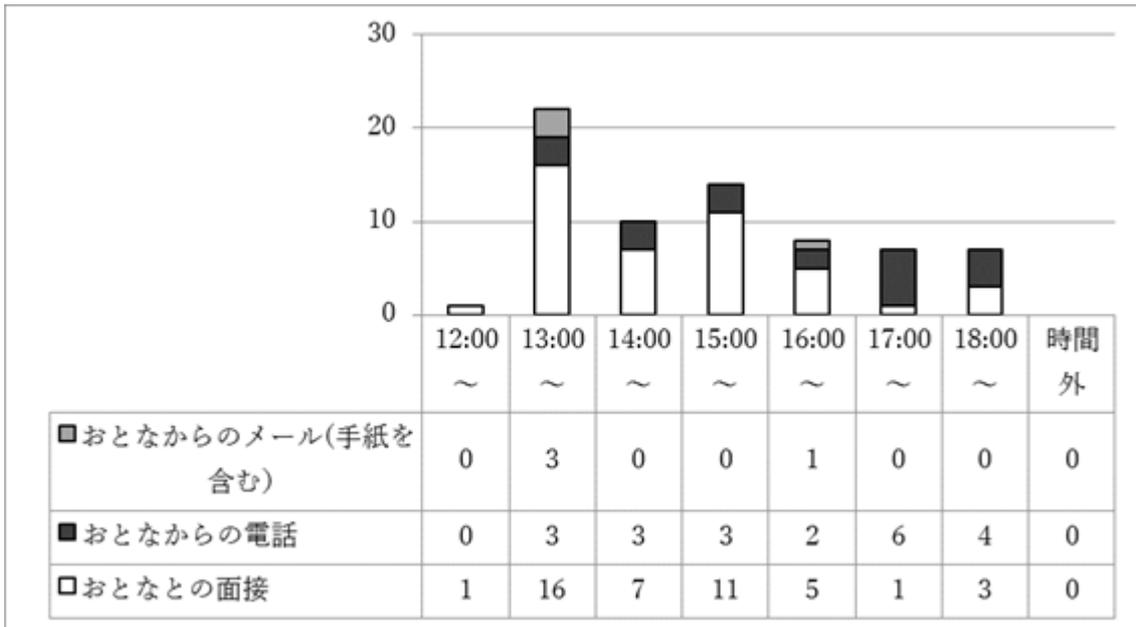
12:00～13:00 の回数が少ないのは、その時間に開室するのが土曜日のみであるためです(火曜日～金曜日は、13:00～19:00 の開室)。

子どもとの面接時間帯が、13:00～16:00 に多いのは、土曜日の面接が多いためです(出張相談を含む)。(図表 9・12)

【図表 9】令和元年度子どもの相談時間帯 (延べ相談回数)



【図表 10】令和元年度おとなの相談時間帯（延べ相談回数）

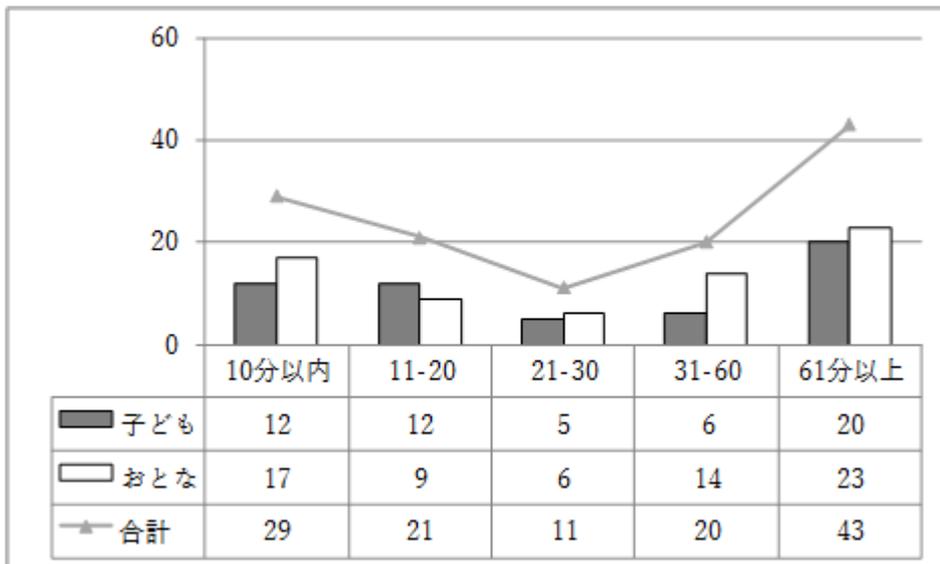


(注)「時間外」…火～金曜日の 13 時以前又は 19 時以降、土曜日の 12 時以前又は 18 時以降に入った相談。

(7) 相談所要時間

子ども・おとな共に、相談所要時間は、1 時間を超える場合が一番多くなっています。この傾向は平成 28 年度から続いています。(図表 11)

【図表 11】令和元年度子ども・おとなの相談所要時間（延べ相談回数）



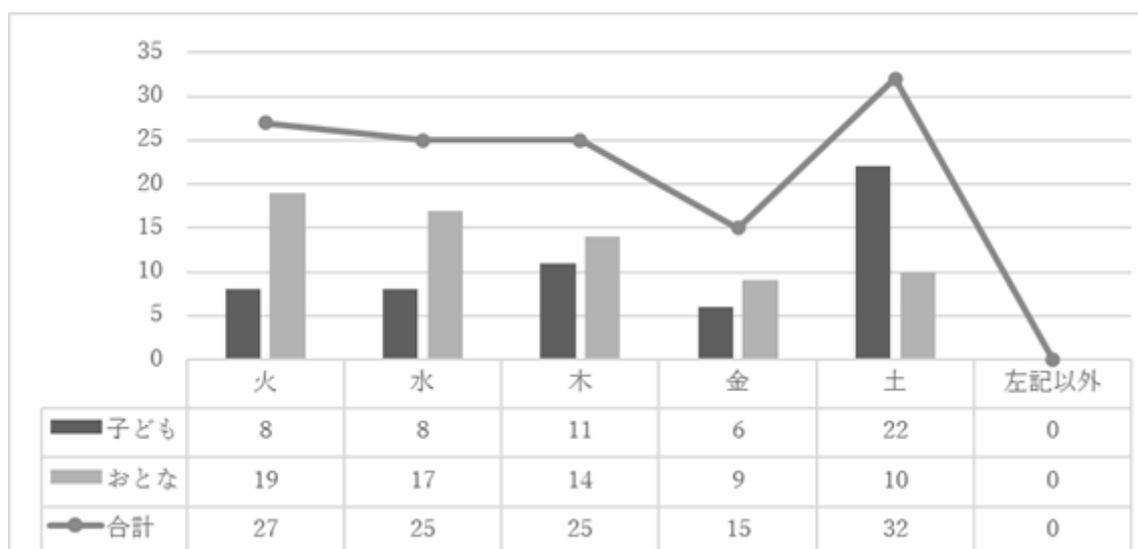
(注) メール・手紙・FAXによる相談は、10分以内の相談所要時間にカウント。

(8) 相談曜日

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」の開室時間帯は、火曜日から金曜日までが午後1時から午後7時まで、土曜日が正午から午後6時までとなっています。

令和元年度、相談を受けた回数が最も多いのは土曜日、次いで火曜日でした。(図表 12)

【図表 12】 子ども・おとなの相談曜日 (延べ相談回数)



(9) 対応

相談への対応は、基本的には、子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」(ヤマカまなびパーク4階)で行います。より多くの相談を受けられるよう、毎月「出張相談」を実施しています(旭ヶ丘児童センター、太平児童センター)。令和元年度は、出張相談での延べ相談回数は14回(11%、前年度25回9%)でした。

対応の多くは、相談者の話を傾聴し、解決の方法を一緒に探り、本人の中から答えを見つけられるよう、助言することです。しかし状況によっては、子どもの権利擁護委員が相談者と子どもに関わる関係者との間に入り、関係性を調整することがあります。令和元年度は擁護委員による調整が行われた相談が2件(前年度4件)ありました。

多治見市子どもの権利相談室カード

「ひとりじゃないよ、いっしょに話そう」

相談の内容、名前などの秘密は
きちんと守られ、安心だよ！

E-mail: kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp

たじみ子どもサポート  検索



〒507-0034 多治見市豊岡町1-55
ヤマカまなびパーク4階

TEL:0572-23-8666 FAX:0572-23-8786

多治見市子どもの権利相談室

たじみ子どもサポート

火～金 1時～よる7時
土 12時～よる6時

フリーダイヤル (通話無料)
0120-967-866

携帯からもつながるよ

でんわしてね



多治見市子どもの権利相談室
マスコットキャラクター
うさぼくん&うさぼちゃん

多治見市子どもの権利相談室リーフレット

ひとりじゃないよ
いっしょに話そう

多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート



多治見市

どんなことを相談できるの？

- いじめ
 - 友だちのこと
 - 児童虐待
- 先生のこと
 - 不登校
 - 話を聞いてくれない
 - 先生の言葉や体罰で
 - きずついた
- 家族のこと
 - 学校に出席所がない
 - 気遣いについていけない
 - 家の中で
 - あもしろくない
 - けんがわ
- その他、自分自身の悩みや、心配ごとなど、何でも良いので、「つらい」「苦しい」「困っている」「助けしてほしい」と感じたとき、気軽に相談してくださいね。

相談する

電話で 手紙で 会って メールで

子どもおともちも相談できるよ
ひとりで悩まずに話してみよう

一緒に考える

話をじっくり聴くよ
あなたの気持ちや意見を聞いて一番よいことを一緒に考えるよ

「何ができるかな？」
「どうしたらいいかな？」
「どうしてほしいかな？」

解決

行動する

あなたの代わりに
保護委員が気持ちや意見を伝えるよ

保護委員が関係する
人たちに話をしたり協力を
お願いしたりするよ

詳しくはホームページを見てね。(子どものページがあるよ)

たじみ子どもサポート  検索

